島根県地域医療再生計画事業実施要綱

1 目的

この要綱は、地域における医療課題の解決に向けて策定する地域医療再生計画(医療機能の強化、医師等の確保等の取組その他の地域における医療に係る課題を解決するための施策について、県が定める計画をいう。以下同じ。)に基づく事業(同計画対象地域外で実施する同計画と同一目的の事業を含む。)の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、別記に掲げる者とする。

3 事業内容

(1) 医師の確保対策事業

ア	地域赴任医師研修資金支援事業	(別記	1)
1	非常勤医師交通費支援事業	(別記	2)
ウ	医師事務作業補助者設置支援事業	(別記	3)
エ	専門医・指導医資格取得支援事業	(別記	4)
オ	医師等勤務環境支援事業	(別記	5)
カ	後期研修医国内外研修支援事業	(別記	6)
+	医療技術トレーニング支援事業	(別記	7)
ク	地域で支える病院勤務医支援事業	(別記	8)
ケ	在宅当番医制等支援事業	(別記	9)

(2) 看護職員の確保対策事業

ア	養成所専任教員の資質向上のための研修事業	(別記 10)
1	新人看護職員の確保に関する支援事業	(別記 11)
ウ	看護職員の離職防止支援事業	(別記 12)
エ	新人看護職員研修事業	(別記 13)
オ	先輩看護職員キャリアアップ応援事業	(別記 14)
カ	医療従事者に対するメンタルヘルス支援事業	(別記 15)
+	中学生・高校生の一日助産師体験事業	(別記 16)
ク	県外の看護職・潜在看護職就業促進事業	(別記 17)
	\$ 1 +1 hh + #	

(3) がん対策事業

ア	がん情報提供促進病院支援事業	(別記 18)
1	がん診療連携推進病院機能強化事業	(別記 19)

4 実施期間

事業ごとに特に定めるものを除き、平成22年度から平成25年度までを事業実施期間とする。

5 県の補助

県は、予算の範囲内で、本事業に要する経費について、別に定める基準(交付要綱) により補助するものとする。

6 留意事項

次に掲げる事業は、本事業の対象としない。

- (1) 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業(ただし、3の(2)のウ及びエの事業を除く。)
- (2) 土地の買収、又は整地等個人の資産を形成する事業

7 その他

この事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則 (平成22年7月12日医第334号) この要綱は、平成22年4月1日から適用する。 附則 (平成23年4月22日医第137号) この要綱は、平成23年4月1日から適用する。 附則 (平成23年12月26日医第972号) この要綱は、平成23年4月1日から適用する。 附則 (平成24年5月16日医第185号) この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

地域赴任医師研修資金支援事業

1 事業目的

この事業は、地域医療において中心的な役割を担っている医療機関が、当該医療機関で新たに雇用した医師に対して地域勤務中における必要な研修等を受けるための資金貸与を行う場合に、これを支援することにより当該医療機関における円滑な医師確保を促進することを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業実施主体

島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する地域医療拠点病院(島根県地域医療拠点病院取扱要領に基づき知事の指定を受けた病院をいう。)、医療法(昭和23年法律第205号)第31条に定める公的医療機関のうち県、市町村、地方公共団体が組織する組合(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の組合をいう。)、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院

(2) 運営基準

上記(1)に掲げる病院(以下「病院」という。)が、県外若しくは県内の島根県 地域医療再生計画の対象地域外から赴任する医師であって新規に常勤雇用する者(当 該病院の就業規則等に定める勤務時間の全てを勤務する者)又は知事が適当と認める 者を対象として、病院において1年以上勤務することを返還免除の条件とする研修等 の資金に係る貸与制度を設け、当該制度に基づき貸与事業を行う。

(3) 留意事項

県のへき地医療奨学金貸与規則(平成14年島根県規則第15号)、医学生地域医療 奨学金貸与規則(平成18年島根県規則第14号)、しまね医学生特別奨学金貸与規則 (平成18年島根県規則第47号)、緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則(平成21年島 根県規則第48号)、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則(平成22年島根県規則 第21号)又は研修医研修支援資金貸与規則(平成22年島根県規則第22号)に基づく 貸与を受けた者及び自治医科大学の医学課程の修了者であって、当該大学の規定に基 づく出身都道府県等における勤務義務期間内(義務年限内)の者については、本事業 の対象としない。

非常勤医師交通費支援事業

1 事業目的

地域医療機関がその診療機能を維持するために応援を受けている非常勤医師に要する 交通費等を支援することにより、当該医療機関の診療機能の確保及び常勤医師の負担軽 減を図る。

2 事業内容

(1) 事業実施主体

島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する地域医療拠点病院(島根県地域医療拠点病院取扱要領に基づき知事の指定を受けた病院をいう。)、医療法(昭和23年法律第205号)第31条に定める公的医療機関のうち県、市町村、地方公共団体が組織する組合(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の組合をいう。)、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院及び診療所(国民健康保険直営診療所及びへき地医療対策費補助金交付要綱(平成21年7月21日医第426号)第3(2)に定めるへき地診療所運営事業の補助金の交付を受けている診療所を除く)

(2) 運営基準

上記(1)に掲げる医療機関が、県外若しくは県内の島根県地域医療再生計画の対象地域外に所在する医療機関(医療機関に属さない医師の場合は、医師の住所地が県外若しくは県内の島根県地域医療再生計画の対象地域外である場合)から非常勤医師の応援を受け、その医師の応援を受けるために交通費等を支出すること。

医師事務作業補助者設置支援事業

1 事業目的

書類記載、オーダリングシステム(検査内容や処方箋を電子化する情報伝達システム) への入力などの事務作業を担う医師事務作業補助者の設置に係る経費を支援することに より、勤務医の業務負担を軽減し、本来の診療業務に専念させることを目的とする。

2 事業内容

(1)事業実施主体 県内に所在する病院

(2) 運営基準

- ① (1)に掲げる病院が、当該病院に勤務する医師事務作業補助者を雇用すること。
- ② 医師事務作業補助者の業務内容は、診療報酬上の加算対象となる業務であること。

(3) 留意事項

診療報酬上の加算及びその他の収入がある場合は、その額を控除すること。

専門医·指導医資格取得支援事業

1 事業目的

県内で働く医師のキャリアアップ及び県内定着の促進並びに県内研修病院等の指導体制の充実を図るため、専門医、指導医の資格取得等を支援する。

2 事業内容

(1)事業実施主体

県内に所在する病院(島根大学医学部附属病院を除く)及び公立診療所(歯科診療所を除く)

(2) 運営基準

(1) に掲げる医療機関が、当該病院に勤務する常勤医師(当該病院の就業規則等に定める勤務時間の全てを勤務する医師)に対して学会認定専門医制度を導入している学会の専門医若しくは指導医の資格取得又は資格更新に係る経費を支援する。

(3) 留意事項

事業の対象とする資格取得経費、資格更新経費は、専門医、指導医ともにそれぞれ 各年度1人1回限りとする。

医師等勤務環境支援事業

1 事業目的

この事業は、勤務医の過重労働の軽減及び医師等の仕事と出産・育児等との両立を可能とし、医師の離職防止・復職支援を図り、安心して働き続けられる勤務環境の整備を行うことを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業実施主体

県内の地域医療拠点病院(島根県地域医療拠点病院取扱要領に基づき知事の指定を受けた病院をいう。)、医療法(昭和23年法律第205号)第31条に定める公的医療機関のうち県、市町村、地方公共団体が組織する組合(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の組合をいう。)、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院及び医師法第16条の2第1項の指定を受けた病院。

(2) 運営基準

- ① 上記(1)に掲げる病院は、医師等の仕事と家庭の両立を支援するため、相談員(コーディネーター)を配置するなど、相談体制を構築し業務に取り組むこと。
- ② 相談業務に必要な情報(出産、育児、勤務時間、復職等)の収集及び提供、関係部署との連携等、院内における勤務環境の整備に総合的に取り組むこと。

(別記6)

後期臨床研修医国内外研修支援事業

1 事業目的

県内病院の後期臨床研修医の国内外研修を支援することにより後期臨床研修プログラムの充実を図り、後期臨床研修医の確保定着を促進する。

2 事業内容

(1)事業実施主体

後期臨床研修医の受け入れ病院(島根大学医学部附属病院を除く)

(2) 運営基準

(1)の病院が、後期臨床研修プログラムに定める国内外研修に後期臨床研修医を派遣する。

(3) 留意事項

- ① 「後期臨床研修」とは医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項 に定める臨床研修の修了後、任意で実施する医師の専門性に関する3年程度の臨床 研修をいう。
- ② 対象となる後期臨床研修医は、当該臨床研修病院の後期臨床研修プログラムに基づき研修を受けている医師であること。

医療技術トレーニング支援事業

1 事業目的

国立大学法人島根大学が実施する医療技術トレーニングに関する研修のうち、県内の 医療関係従事者を対象とした研修の運営及び体制整備の支援を行なうことにより、これ らの医療関係従事者のスキルアップを図ることを目的とする。

2 事業内容

(1)事業実施主体 国立大学法人島根大学

(2) 運営基準

上記(1)に掲げる大学は、シミュレータを活用した研修の運営及び体制整備を行う。

(3) 留意事項

事業実施にあたっては、県内の医療従事者が活用しやすい方策を検討して実施する ものとする。

地域で支える病院勤務医支援事業

1. 事業目的

この事業は、診療所の医師が救急医療に応援、参画することにより、病院勤務医の負担を軽減するとともに、地域全体で救急医療体制の確保を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 事業実施主体

島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する二次救急医療機関

(2) 運営基準

ア 診療派遣手当事業

上記(1)に掲げる病院が、診療所医師の診療協力を受けることで、病院勤務医の 負担軽減を図る。

イ 医師待機手当事業

上記(1)に掲げる病院が、診療所医師の協力により、病院の待機(オンコール)ローテーションに診療所の医師を加えることで、病院勤務医の負担軽減を図る。

(3) 留意事項

ア 診療派遣手当事業

- ① 本事業は、病院の救急医療に地域の診療所医師が加わる際の、必要な経費及び医師派遣経費を補助対象経費としている。
- ② 地域の診療所医師が、病院との雇用契約(非常勤)に基づき、病院の医師として、 休日・夜間診療を行う場合も補助対象とする。

なお、原則診療所医師とするが、第二次救急医療機関等以外の病院医師について も対象とする。

イ 医師待機手当事業

- ① 本事業は、病院のオンコール体制のローテーションに地域の診療所医師が加わる際の、待機に対する対価を補助対象経費としている。
- ② ローテーションに加わる医師は、原則、診療所の医師とするが、第二次救急医療機関等以外の病院医師についても対象とする。

在宅当番医制等支援事業

1 事業目的

市町村等が医師会に委託等して実施する在宅当番医制や休日夜間急患センター(以下、「在宅当番医制等」という。)の体制強化を支援し、初期救急医療を確保することを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業実施主体

島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する市町村等

(2) 運営基準

上記(1)に掲げる市町村等は、在宅当番医制等の体制強化(診療時間の延長、当番医の報酬の増額等)を行う。

(3) 留意事項

- ① 平成21年度の基準(単価、日数、時間数等)により事業実施年度の積算数値を 用いて算定した額と事業実施年度の事業費との差額を補助対象経費とする。
- ② 平成22年度以降、新たに在宅当番医制等を実施する場合も補助対象とする。この場合、事業実施年度の事業費を補助対象経費とする。

養成所専任教員の資質向上のための研修事業

1 事業目的

専任教員は、カリキュラムをより効果的に教授することや、各教育課程で示された看護基礎教育卒業時に全ての学生が修得しておく必要がある技術項目について、学生に適切な技術指導を行い、確実に到達目標に導くことが求められている。

このため、専任教員は専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受け、自己研鑽に努めることとされており、研修を受けることにより、質の高い教員の育成を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業実施主体

看護師等学校養成所

- ①独立行政法人国立病院機構浜田医療センター附属看護学校
- ②島根県立石見高等看護学院
- ③島根県立松江高等看護学院
- 4)六日市医療技術専門学校
- ⑤松江看護高等専修学校
- ⑥大田准看護学校
- (7)浜田准看護学校
- 8松江総合医療専門学校

(2) 運営基準

専任教員の資質向上に繋がる各種研修等を受講するための経費負担及び当該職員 が研修を受講する期間にかかる代替職員を雇用する経費負担を支援する。

新人看護職員の確保に関する支援事業

1 事業目的

各病院が県外の養成所に出向くなど、看護学生に対する積極的、モデル的な勧誘活動 を支援することにより看護職員確保に繋げることを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業実施主体

島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する病院

(2) 運営基準

新人看護職員の確保対策に積極的に取り組む先進的な病院に対して、勧誘活動に要する経費を支援する。

看護職員の離職防止支援事業

1 事業目的

この事業は、看護職員が出産や育児・介護のほかキャリアアップや自己啓発など個々のライフステージに対応し働き続けることが可能となるような多様な勤務形態の整備を促進し、医療機関において看護職員の離職防止をはかることを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業実施主体

島根県地域医療再生計画の対象地域に所在するへき地医療拠点病院(へき地保健医療対策実施要綱(平成13年5月16日付け医政発第529号)に基づき知事の指定を受けた病院をいう。)、医療法(昭和23年法律第205号)第31条に定める公的医療機関のうち県、市町村、地方公共団体が組織する組合(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の組合をいう。)、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院

(2) 運営基準

短時間正規職員制度支援事業

- (ア) 上記(1)に掲げる病院は、看護職員の就業環境の改善を図るため、短時間正規職員制度をはじめとする多様な勤務形態を労働協約又は就業規則等により制度化又は改正することに取り組むこと。
- (イ) 短時間正規職員制度は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 23 条 (所定労働時間の短縮措置) で規定する労働者に限らず、育児、介護やキャリアアップなど就労継続と資質の向上に資する幅広い勤務形態の選択においても利用できる制度とすること。
- (ウ) 短時間正規職員制度のほかフレックスタイム制度や時差出勤の導入など個々の実情に応じた多様な勤務形態を組み合わせて導入することが望ましい。
- (エ) 新たな制度の導入及び改正に当たっては、以下の事項を実施すること。
 - a 看護部門だけでなく、事務や他部門の参加と連携を得て、病院組織として導入 する体制を整備すること。
 - b 自施設の特徴や職員構成など現状分析及び看護職員のニーズを把握した上で、 看護職員の利用しやすい制度とすること。

新人看護職員研修事業

【新人看護職員研修事業】

1 事業目的

この事業は、病院等において、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための 研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1)事業実施主体

この事業の実施主体は、病院等とする。

(2) 運営基準

病院等は、新人看護職員研修ガイドライン(平成21年12月24日医政看発12 24第1号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。)に示された以下の項目に沿って、新人看護職員に対する研修を実施する。

- (ア) 「新人看護職員を支える体制の構築」(ガイドライン I 3 1 又はガイドラインのうち保健師 I 3 1 を参照)として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。
- (イ) 「研修における組織の体制」(ガイドラインI-3-2又はガイドラインのうち 保健師I-3-2を参照)として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導 者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えな い。
- (ウ) 「新人看護職員研修」(ガイドラインⅡを参照)に沿って、到達目標を設定するとともに、その評価を行うこと。また、研修プログラムを作成し研修を実施すること。

また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」(ガイドラインのうち保健師編Ⅱ)に沿って、到達目標を設定するとともに、その評価を行うこと。また、研修プログラムを作成し研修を実施すること。

【外部研修事業(医療機関受入研修事業)】

1 事業目的

この事業は、新人看護職員研修を自施設単独で完結できない場合に、外部組織の研修 を活用することにより、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業実施主体

この事業の実施主体は、上記【新人看護職員研修事業】を実施する病院等とする。

(2) 運営基準

上記【新人看護職員研修事業】に準じる。

(3) 留意事項

新人看護職員研修事業を実施する病院等は、自施設の新人看護職員研修を公開し、 公募により受け入れを実施すること。なお、受け入れを行う研修は、複数月で実施す ること。

なお、新人保健師研修又は新人助産師研修の受け入れを行う場合も同様とする。

先輩看護職員キャリアアップ応援事業

1 事業目的

この事業は、病院において先輩看護職員に十分な研修を受ける体制を構築することで、 新人看護職員への指導力の向上を図り、併せて、新人看護職員定着のモチベーションの 向上をはかることを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業実施主体

島根県地域医療再生計画の対象地域に所在するへき地医療拠点病院(へき地保健医療対策実施要綱(平成13年5月16日付け医政発第529号)に基づき知事の指定を受けた病院をいう。)、医療法(昭和23年法律第205号)第31条に定める公的医療機関のうち県、市町村、地方公共団体が組織する組合(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の組合をいう。)、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院

(2) 運営基準

上記(1)に掲げる病院は、実務経験が概ね5年以上の看護職員を対象として、他施設等でのキャリアアップのための研修を受講させるものとする。

医療従事者に対するメンタルヘルス支援事業

1 事業目的

近年、医療技術の進歩や県民の医療ニーズの多様化により、医療現場で働く看護職員のストレスは益々増大するとともに、夜勤を伴う勤務形態は家庭事情などへの緊急対応は困難で、ワークライフバランスがとりにくい環境と考える。

こうした状況の中で、看護職員の心の健康を支えることにより、看護職員の離職防止 に資することを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業実施主体

島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する病院

(2) 運営基準

臨床心理士による個別悩み相談など、メンタルヘルス対策に積極的に取り組む先進的な病院に対して、経費を支援する。

中学生・高校生の一日助産師体験事業

1 事業目的

中学生及び高校生が、妊婦健診等の助産師の業務を見学・体験することで、女性の健康支援をする専門性の高い助産師の魅力を感じることにより、助産師を目指す学生を増やすことを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業実施主体

島根県地域医療再生計画の対象地域に所在する中学校又は高等学校の学生を、一日 助産師体験事業に受け入れた病院

(2) 運営基準

助産師外来、院内助産などで実施している助産師業務の一日体験事業を実施する病院に対して、受け入れのために必要な経費を支援する。

県外の看護職・潜在看護職就業促進事業

1 事業目的

この事業は、県外在住の看護職(県外在住で県内病院に勤務する者を除く)の県内就 業促進、潜在看護職員の再就業促進を図る各病院の独自の取組みを支援することにより、 看護職員確保を推進することを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業実施主体

島根県地域医療再生計画(既存分)の対象地域に所在する病院

(2) 運営基準

本事業は、病院提案型の事業とし、次のア又はイの事業に取組む病院を支援する。

- ア 県外看護職県内就業促進事業
 - (7) 県外在住の看護職のUIターン促進に取組む病院に対して、その取り組みに要する経費を支援する。
 - (イ) (別記11)新人看護職員の確保に関する支援事業とは、対象が異なるため、経費の支出は明確に区分すること。
 - (ウ) U I ターンの支度金及びこれに類する経費は本事業の対象経費に含まない。 また、既存事業に対する単なる財源振替は認めない。

イ 潜在看護職就業促進事業

- (7) 再就業を希望する看護職員に対して、最新の看護に関する知識及び技術を習得させるため、自病院における臨床実務研修の実施や院外で実施される研修への参加支援を行い職場復帰・定着を促進するための経費を支援する。
- (イ) 本事業の対象は、再就業を希望する看護職又は再就業後概ね1年以内の看護職 とする。

がん情報提供促進病院支援事業

1 事業目的

県内のがん診療を担う中核的な病院を「がん情報提供促進病院」として指定し、がん診療連携拠点病院との連携を行うほか、地域がん登録、がん相談機能の充実及びがんに関する普及啓発・がん診療情報の提供の促進を図り、住民へのがんに関する情報提供の促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業実施主体

島根県がん情報提供促進病院設置要綱に基づき知事が指定した医療機関。

(2) 運営基準

上記(1)に掲げる医療機関は、がん診療連携拠点病院ネットワーク事業、院内がん(地域がん)登録、がん相談員支援事業及び普及啓発・情報提供事業を行う。

がん診療連携推進病院機能強化事業

1 事業目的

がん医療の均てん化の促進を図るために、国が指定した、「がん診療連携拠点病院」を補完するため、島根県において地域におけるがん診療の拠点として「がん診療連携推進病院」を指定し、地域がん登録、がん相談機能の充実及びがんに関する普及啓発・がん診療情報の提供の促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業実施主体

島根県がん診療連携推進病院の指定に関する指針に基づき知事が指定した医療機関。

(2) 運営基準

上記(1)に掲げる医療機関は、がん医療従事者研修事業、がん診療連携拠点病院 ネットワーク事業、院内がん登録、がん相談員支援事業及び普及啓発・情報提供事業 を行う。